

※ 監査等委員

取締役報酬関係

個別の取締役報酬の開示状況と報酬の額またはその算定方法の決定方針

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等については、2024年6月27日開催の定時株主総会決議をもって、金銭による報酬枠を事業年度当たり5億円以内（うち社外取締役1億円以内）としています。

また、当社は、当社の取締役が、株主の皆様との一層の価値共有を進め、会社業績に対する責任及びその向上へのインセンティブを強めるため、金銭報酬枠とは別枠で、非金銭報酬として譲渡制限付株式またはストックオプションとしての新株予約権の付与を事業年度当たり3億円（15万株または1,500個）以内（うち社外取締役3,000万円（1万5千株または150個）以内）としています。

取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等は、株主総会で承認された報酬枠の範囲内において、金銭報酬は取締役会の委任を受けた報酬委員会が決定し、非金銭報酬は報酬委員会に諮問し、その答申に従って取締役会の決議により決定します。

監査等委員である取締役の報酬等については、2021年6月29日開催の定時株主総会決議をもって、金銭による報酬枠を事業年度当たり1億円以内としています。

また、当社は、監査等委員である取締役が、株主の皆様との一層の価値共有を進めることで、執行に対する充実した監査・監督を行う意識を向上させ、企業価値の毀損防止、信用維持を図るべく、金銭報酬枠とは別枠で、非金銭報酬として譲渡制限付株式の付与を事業年度当たり6,000万円（3万株）以内としています。

監査等委員である取締役の個人別の報酬等は、金銭報酬、非金銭報酬ともに株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、監査等委員の協議により決定します。

2024年度における当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等は266百万円（8名。期中に退任した取締役2名を含む）、監査等委員である取締役83百万円（3名。全て社外取締役）でした。

なお、当社は個別報酬の開示を行っていません。

2024年度における取締役の報酬等の額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		金銭報酬	非金銭報酬等		
			ストック オプション	譲渡制限付 株式報酬	
取締役(監査等委員である取締役を除く。)	266	244	21	—	8
（うち社外取締役）	(42)	(42)	(一)	(一)	(6)
監査等委員である取締役 （全て社外取締役）	83	64	—	18	3

内部統制システムの整備

当社は、2006年5月に「内部統制に関する基本方針」を取締役会で決議し（最終改定2024年8月）、これらに基づき内部統制システムの整備・運用に取り組んでいます。取締役会の諮問機関である内部統制委員会では、内部統制及び内部監査に関する基本方針や内部統制システム関連諸施策の整備・運用の状況などを審議して、取締役会に報告し、必要な事項を取締役会に付議しています。また、内部統制に関する施策・取組を全社的に統轄・推進する部門を設置するとともに、独立した組織として内部監査部門を設置し、内部統制の有効性を継続的に評価・フィードバックしています。

グループ全体のコンプライアンスについては、企業の行動原則として「シャープグループ企業行動憲章」、全役員及び従業員の行動規準として「シャープ行動規範」を定め、社内への周知徹底や毎年実施する研修を通じて、問題発生を未然に防ぐマインドを醸成しています。また、「コンプライアンス基本規程」に基づいて、全社のコンプライアンス推進体制を整備するとともに、役員・従業員の一人ひとりが遵守すべき事項、禁止事項、取るべき行動の具体的な基準を示した「シャープグループ・コンプライアンス・ガイドブック」を策定の上、全社に公開して周知徹底しています。

コンプライアンスに関する通報制度については、公益通報者保護法の趣旨に沿って、日本国内のシャープグループの従業員・派遣社員、お取引先様※等を対象に、シャープ及び国内関係会社における組織もしくは個人の法令違反または倫理違反等を取り扱う「クリスタルホットライン」、競争法に関する諸問題を取り扱う「競争法ホットライン」を、社内及び社外（顧問法律事務所）に設置しています。また、海外の主要拠点でも通報窓口を設置しています。

リスク管理については、多様なビジネスリスクに総合的かつ体系的に対応するために、「ビジネスリスクマネジメント規程」を定め、当社グループのリスクの予防を図るとともに、リスクが顕在化した場合は迅速に対応しています。

※ お取引先様は「クリスタルホットライン」のみ利用可